

仕 様 書

1 件名

令和8年度岡山市職員胃がん・大腸がん検診（単価契約）

2 業務の範囲

- (1) 検診受診票の作成及び納入
- (2) 検診の実施
- (3) 検診結果に基づく判定
- (4) 検診結果に係る報告
- (5) 検診結果の保存・管理

3 実施場所

別紙1に掲げる施設及び受注者が設置又は管理運営する健康診断施設

4 履行期間

契約日から令和9年1月29日まで

5 検診単価割合設定

各検診単価の割合は別紙2のとおりとし、各検診単価の算出方法は、基準単価である大腸がん検診（免疫学的便潜血検査2日法）に別紙2に記載した比率を乗じて得た額（10円未満の額は四捨五入とする。）とする。

6 検診の種類等

(1) 胃がん検診

ア 対象者

40歳以上の職員のうち希望者（会計年度任用職員【日額】を除く）

ただし、消防局・東京事務所に所属する職員、各学校教諭（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）及び人間ドック・生活習慣病予防健診受診者等を除く

イ 検査項目および受診予定人数

別紙2のとおり

なお、胃がん検診は、胃部エックス線検査(デジタル方式による直接撮影)とする。

ウ 検診の実施時期等

委託者と協議のうえ決定する。

(2) 大腸がん検診

ア 対象者

40歳以上の職員のうち希望者（会計年度任用職員【日額】を除く）

ただし、消防局・東京事務所に所属する職員及び人間ドック・生活習慣病予防健診受診者等を除く

イ 検査項目および受診予定人数

別紙2のとおり

なお、大腸がん検診は、**免疫学的便潜血検査2日法**とする。

ウ 検診の実施時期等

受診者が胃がん検診会場もしくは、受注者が設置又は管理運営する健康診断施設へ持参する。

7 業務の実施方法

(1) 業務の事前・事後打合せ

ア 受注者は、落札決定後すみやかに、業務の実施方法及び内容の詳細等について、岡山市と打合せを行うものとする。

イ 受注者は、上記アの打合せの結果に基づき、本件業務に係る実施計画書を作成し、岡山市へ提出するものとする。

(2) 健康診断受診票の作成及び納入

ア 岡山市は、契約締結後、受注者が受診票等の作成に使用するために必要とする基本情報（職員の所属名・所属コード・職員番号・氏名・性別・生年月日・年齢・検診の種類等をいう。）を電子媒体に保存し、受注者に貸与するものとする。

イ 岡山市は、上記（1）イの計画に基づき、受診予定者（受診希望日を含む）リストを作成し、これを原則として受診予定月の前々月末日までに受注者へ受け渡すものとする。

ウ 受注者は、上記ア及びイによって得られた情報をもとに「胃がん・大腸がん検診受診票」を作成し、大腸がん検査キットと共に個別に封筒に入れ、これらを所属コード順にとりまとめるうえ、原則として受診予定月の前月10日までに岡山市へ納入するものとする。

なお、各封筒は、所属コード・所属名・職員番号・氏名を表示したラベルを貼付する等しておくこと。

(3) 検診の実施

ア 各検診会場の日程は岡山市が調整するものとし、それ以外の実施にかかる各検診会場との連絡調整等は受注者が行うものとする。

イ 受診希望日に変更があった場合は、受注者と受診者が直接連絡調整をし、受診日を決定するものとする。

なお、その際は岡山市へ受注者よりその旨の連絡をするものとする。

ウ 検診には、医師が必ず立ち会うものとする。また、受診者に対して、医師等が問診を行い、検診後に適量の緩下剤を手渡し、併せて、緩下剤の名称や服用方法を明示した説明書を渡すこと。

エ この仕様書で定められていない事項についての取扱いは、別途協議するものとする。

(4) 検診結果に基づく判定

ア 健康診断は、検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な判定を行うものとする。

- イ 胃部エックス線検査画像の読影については、消化器科専門医が行うものとする。
- ウ 各検査項目の判定基準及び判定区分は、基本的に受注者の基準によるが、事前に当該基準を岡山市へ示し、協議するものとする。

(5) 検診結果に係る報告

- ア 受注者は、本件委託業務に係る成果物として、別紙3「成果物一覧表」に掲げるものを、それぞれ同表に示す期間内に岡山市へ提出しなければならない。なお、教育委員会分は別に作成するものとする。
- イ 受注者は、要精密検査又は要医療該当者等であって緊急の対応を要すると考えられるものについては、上記アの報告にかかわらず、速やかに岡山市へ連絡するものとする。

(6) 検診結果の保存・管理

受注者は、検診結果を診療情報として関係法令に従って保存するとともに、履行期間経過後であっても、岡山市の要請を受けたときは、これを貸し出せるようにしなければならない。

8 個人情報の保護

- (1) 受注者は、この業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、別紙「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。
- (2) この業務の処理に際して情報セキュリティに関する事故が発生した場合は、適切な説明責任を果たす必要があると認められるときは、発注者は当該事故の公表をすることができるものとする。

9 経費の負担

この業務に必要な消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費は、あらかじめ岡山市が認めた場合を除き、すべて受注者の負担とする。

10 費用の請求方法

- (1) 本業務に係る請求金額は、各検診毎の数量が確定した段階において、各々の受診項目の契約単価に確定数量を乗じて得た額を合計した額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- (2) 費用の請求は、検診終了後に行うものとし、教育委員会分（教育委員会所属職員分・学校園所属職員分）は全体から分けて請求するものとする。
- (3) 費用の請求は、検診結果の報告が適正に行われ、岡山市の検査確認が完了し次第、速やかに行うものとする。

11 水道局の胃がん・大腸がん検診

(1) 胃がん検診

ア 対象者
水道局から提出された名簿に記載された職員

イ 検査項目および受診予定人数

(ア) 検査項目

別紙 2 のとおり

(イ) 受診予定人数

約 30 人

ウ 検診の実施時期等

仕様書 6 の(1)ウのとおり

(2) 大腸がん検診

ア 対象者

水道局から提出された名簿に記載された職員

イ 検査項目および受診予定人数

(ア) 検査項目

別紙 2 のとおり

(イ) 受診予定人数

約 30 人

ウ 検診の実施時期等

仕様書 6 の(2)ウのとおり

(3) 健康診断の結果

受注者より、水道局へ開封した状態で直接送付する。

(4) 費用の請求方法

費用の請求は、検診終了後、受注者から水道局へ直接請求する。

(5) 担当部署

岡山市水道局企画総務課

岡山市北区鹿田町二丁目 1 番 1 号

12 その他

- (1) 受注者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、すみやかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い岡山市に報告すること。
- (2) 受注者は、業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行うこと。
- (3) 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度岡山市と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 医師法・医療法等の関係法令を遵守すること。

別紙 1

令和 8 年度 岡山市職員胃がん・大腸がん検診会場（案）

番号	会場名	所在地
1	市役所本庁舎	北区大供一丁目 1 - 1
2	東区役所	東区西大寺南一丁目 2 - 4
3	南区役所	南区浦安南町 4 9 5 - 5

※ 会場については岡山市の都合により変更になる場合があります。

別紙2

令和8年度 検診項目及び検診予定者数

検査項目	単価比率	予定人数
胃がん検診（胃部エックス線検査） （デジタル方式による直接撮影）	5.25	120人以内
大腸がん検診 （免疫学的便潜血検査2日法）	1	140人以内

※ 当該予定人数は概数であり、岡山市の都合により増減することがある。

別紙3

成 果 物 一 覧 表

提出する成果物	部 数	提出時期	備 考
① 検診結果通知書 (受診者あて)	各1部	受診日の翌日 から起算して 10 営業日以内	<ul style="list-style-type: none"> 受診者ごとに作成すること。 既往歴、自覚症状、項目ごとの検査結果及び判定、総合判定、診察所見並びに注意指示事項を表示したものであること。(様式は自由) 結果通知書の内容が他に漏洩しないよう封筒に入れること。また、封筒には、受診対象者の所属・職員番号・氏名が判別できるように宛名ラベルを貼付する等すること。 所属コード順、職員番号順にとりまとめて納品すること。 要精検・要医療者については結果管理の都合上、封をせずに納品すること。
② 検診結果個人票 (岡山市あて)	各1部	受診日の翌日 から起算して 10 営業日以内	<ul style="list-style-type: none"> 受診者ごとに作成すること。 検診結果通知書(受診者あて)と同じ内容が記載されているものであること。(様式は自由)
③ 有所見者一覧	1部	受診月の翌月 10日まで	<ul style="list-style-type: none"> 検査項目別の一覧であること。 所属コード順、職員番号順にしたものであること。 岡山市が提供した基本情報データに、受診会場、受診結果(診断・判定等)を追記し、CSV形式もしくはExcel形式で記録したものに、パスワードをかけて、CD-R等に保存して提出すること。
④ 受診者結果一覧	1部	受診月の翌月 10日まで	<ul style="list-style-type: none"> 受診日ごと別に検査所見・判定等が記載されているもの。 所属コード順、職員番号順にしたものであること。 健診終了後、岡山市が提供した基本情報データに、全職員の診断結果を追記し、CSV形式もしくはExcel形式で記録したものに、パスワードをかけて、CD-R等に保存して提出すること。